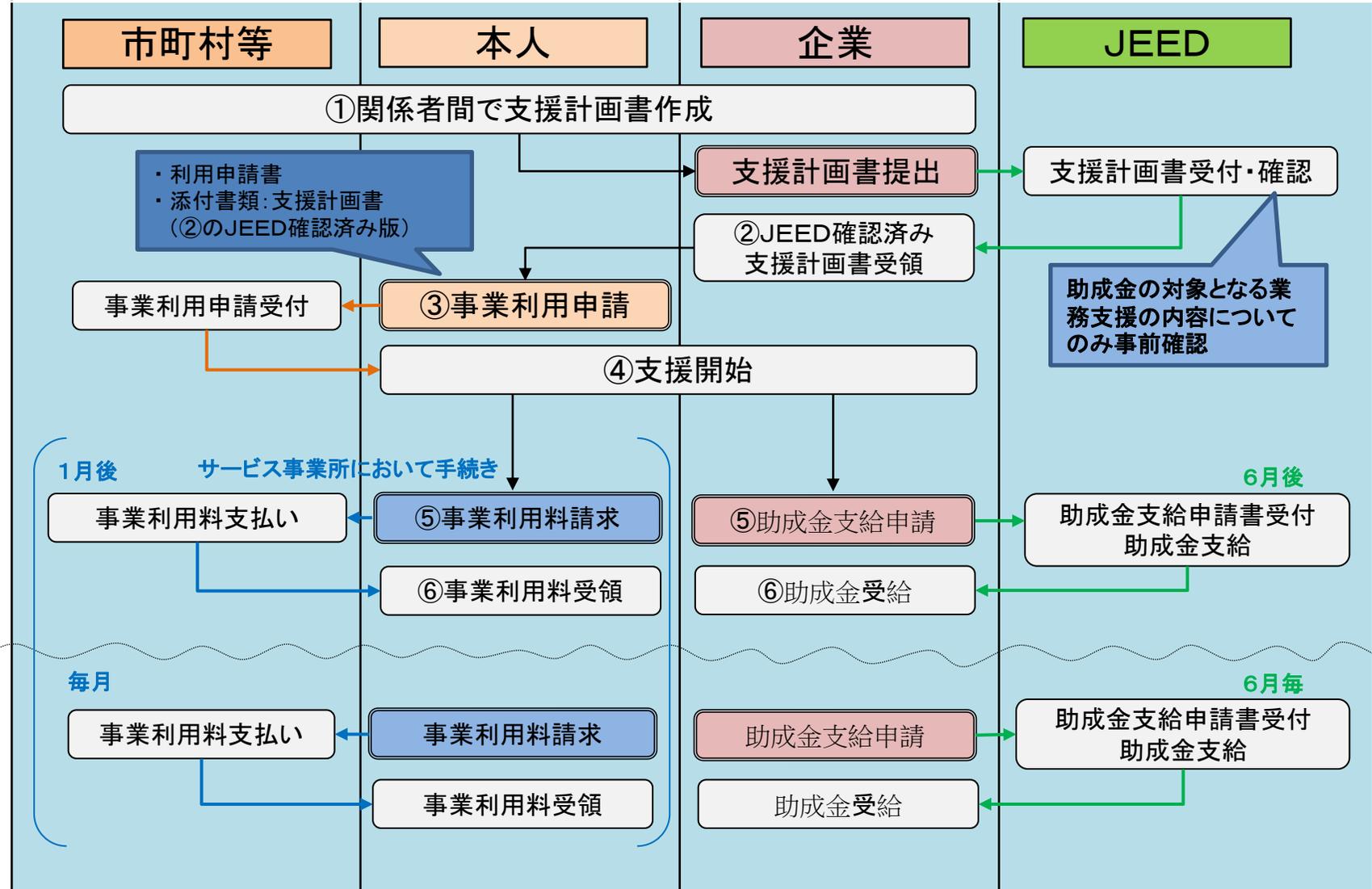


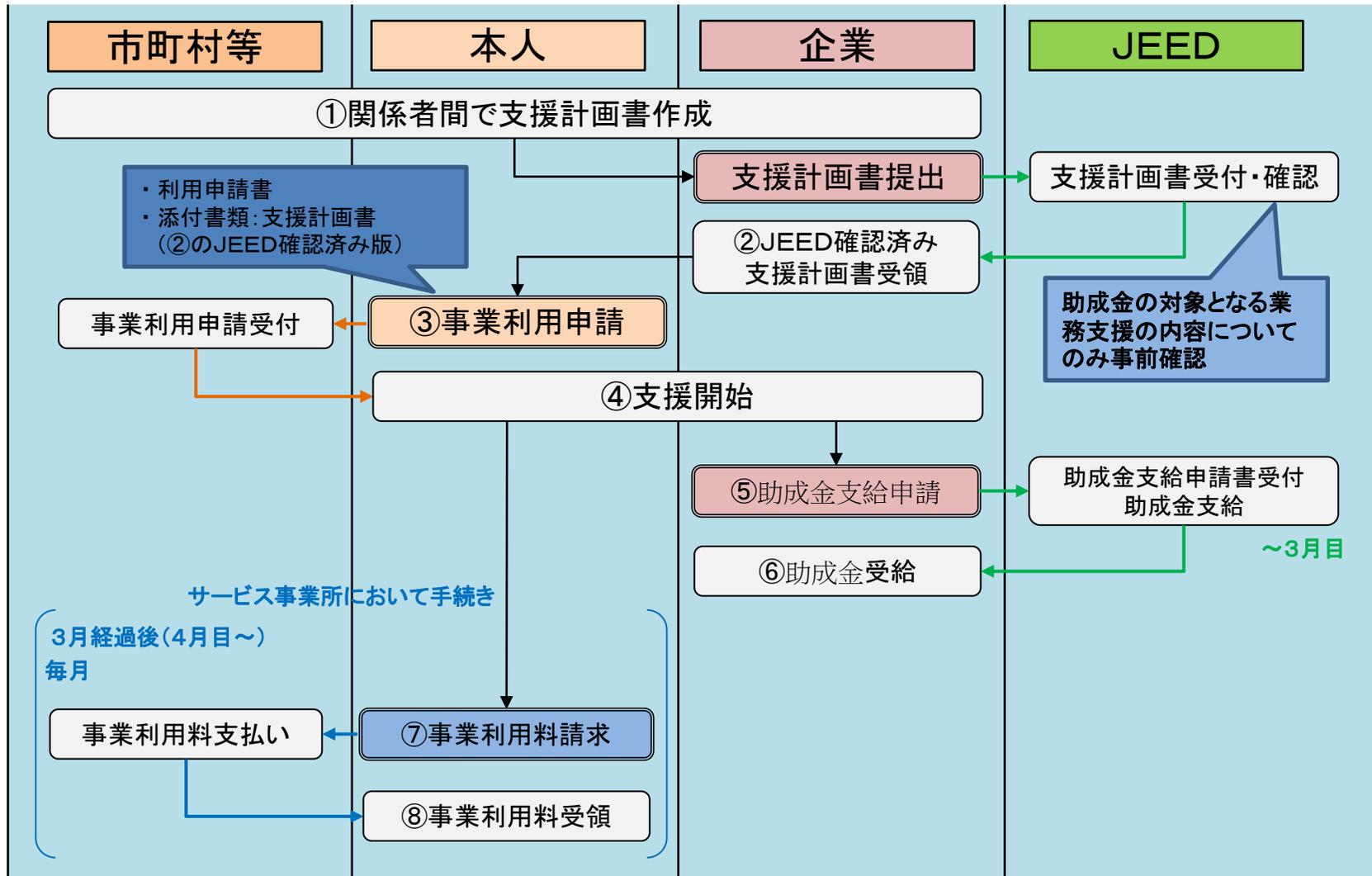
## 事業の実施フロー I (民間企業勤務・職場介助)

- 関係者間で支援計画書を作成(①)し、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「JEED」という。)にて支援計画書を事前確認の上、JEEDから企業に返戻(②)
- 本人→市町村等に対し、事前確認された支援計画書を添付書類として、事業の利用申請(③)し、事業利用開始(④)
- サービス事業所→市町村等に対して事業利用料請求(代理受領)と市町村等→サービス事業所に対して利用料支払い  
企業→JEEDに対して助成金の支給申請とJEED→企業に対して助成金の支給(⑤⑥)



## 事業の実施フローⅡ（民間企業勤務・通勤援助）

- 関係者間で支援計画書を作成(①)し、JEEDにて、当該支援計画書を事前確認の上、JEEDから企業に返戻(②)
- 本人→市町村等に対し、事前確認された支援計画書を添付書類として、事業の利用申請(③)し、事業利用開始(④)
- 企業→JEEDに対して助成金の支給申請と、JEED→企業に対して助成金の支給(⑤⑥)
- (助成金の支給期間(3ヶ月)経過後、)サービス事業所→市町村等に対して事業利用料請求(代理受領)と市町村等→サービス事業所に対して利用料支払い(⑦⑧)



### 事業の実施フローⅢ(自営業者等)

- 関係者間で支援計画書を作成(①) ※自営業者等については支援計画書を作成しなくても差し支えない
- 本人→市町村等に対し、事業の利用申請(②)(支援計画書がある場合は添付書類として添付)し、事業利用開始(③)
- サービス事業所→市町村等に対して事業利用料請求(代理受領)と市町村等→サービス事業所に対して利用料支払い(④⑤)

